

令和3年11月4日
区民部国保年金課

重複・頻回受診者訪問指導事業の拡充について

区では、疾病や薬剤に対する正しい知識の普及につとめ、疾病の早期の治癒と健康の保持増進を図るため、多数の医療機関の受診や重複した医薬品の処方を受ける者を対象に、平成24年度より保健師等による訪問指導を行っている。

この度、医薬品の適正使用を推進し、区が実施する重複・頻回受診者訪問指導事業の効果を高めるため、練馬区薬剤師会と連携し、試験的に事業を拡充して実施することとしたので、下記のとおり報告する。

記

1 重複頻回受診者訪問指導事業

(1) 概要

受診状況が一定の基準を超え、重複受診、頻回受診、重複服薬等に該当し、訪問指導事業の案内を送付した対象者のうち、同意を得られた者に対し、保健師等の資格を持つ者が訪問指導を実施する。

(2) 訪問指導対象者

60名程度（案内送付対象者約300名の2割程度を見込む）

2 拡充する内容

訪問案内に「お薬バッグ」を同封し、対象者に配付。訪問指導の際に、薬を「お薬バッグ」に入れて、つぎの通院時に薬局へ持参するよう案内をする。

薬局においては、本人からの申し出があった場合、医師の承認を得たうえで、服薬指導や薬の調整を行う。また、服薬指導等の結果の報告書を作成し、区に提出する。

3 重複・頻回受診者訪問指導事業の流れ

裏面参照

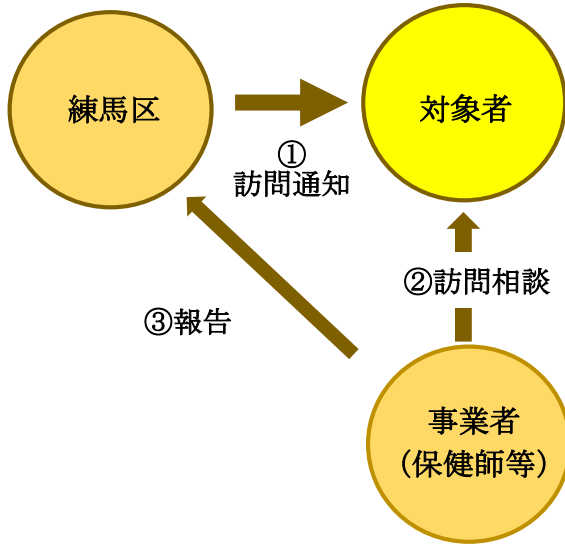
4 その他

令和3年度は、試験的に実施。事業検証を行い、令和4年度には、練馬区薬剤師会と委託契約を結び、連携して事業を実施する予定である。

重複・頻回受診者訪問指導事業の拡充および流れ

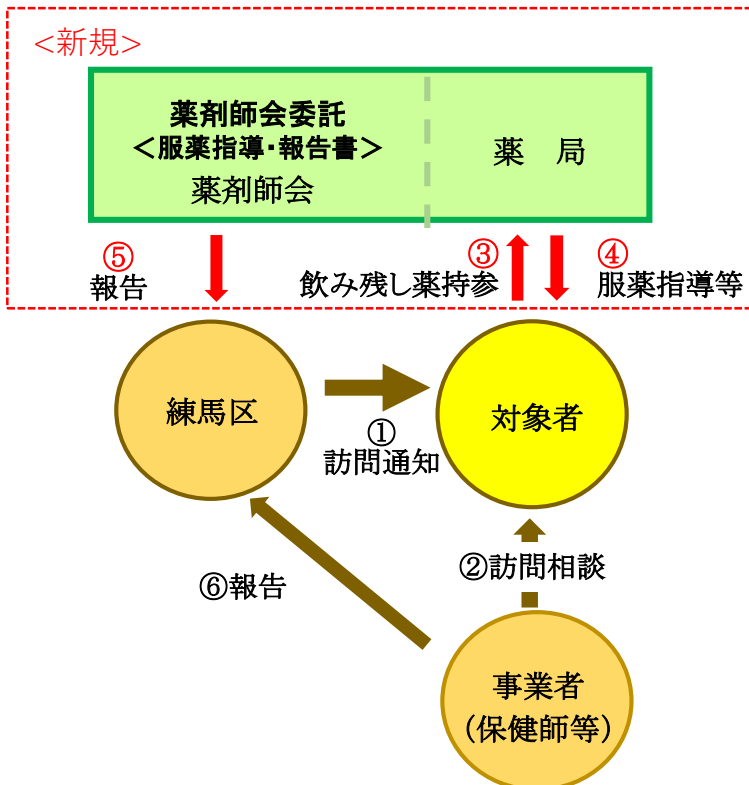
区、事業者で行っていた訪問指導に薬剤師会との連携を加え、医薬品の適正使用に関する取り組みを拡充する。

1 令和2年度までの事業の流れ



- ①対象者に通知
- ②同意の得られた対象者を保健師等の専門職が自宅に訪問し、健康相談や指導を実施
- ③報告書を区に提出(事業者)

2 拡充後の流れ（令和3年度以降）



- ①区・薬剤師会連名で通知
- ②保健師等による訪問相談実施
- ③飲み残し薬を薬局へ持参
- ④対象者へ服薬指導等
残薬がある場合は、本人の申し出により医師の承認をうえて薬の調整を行う。
- ⑤報告書を区に提出 (薬剤師会)
- ⑥報告書を区に提出 (事業者)